

中小企業向け労働相談 Q&A

No.	質問	回答
1	労働相談窓口で受け付ける相談内容はどのようなものですか？	労働全般、雇用調整助成金の申請方法等の相談を受けます。なお経営相談（経営全般、融資及び持続化給付金、感染拡大防止協力金の申請方法等）は東村山市商工会（042-394-0511）で受け付けています。
2	中小企業の経営者等ではなく被雇用者（雇われている側の方）ですが、労働相談（新型コロナウイルスの関係で会社から賃金が支払われない等の相談）を行いたいです。今回の窓口で相談できますか？	今回の労働相談は目的が市内中小企業への支援であるため、申し訳ありませんが今回の窓口では受付できません。被雇用者からの相談は東京労働局総合労働相談コーナー（03-3512-1608）、東京都電話相談窓口（東京ろうどう110番）（0570-00-6110）、東村山市市民相談・交流課が行っている年金・社会保険・労務相談（毎月第3火曜日・事前予約制・042-393-5111内線2553～2555）にご相談ください。
3	労働相談の予約はどのように行えばいいですか？	相談は完全予約制となっており、受付は東京2020オリンピック・パラリンピック推進課（042-393-5111内線2932・2933、FAX042-393-6846）への電話、FAXで受け付けます。
4	労働相談予約時に何を伝えればいいですか？	東京2020オリンピック・パラリンピック推進課に、事業者名、住所、お名前（役職）、相談内容、相談希望日をお伝えください。
5	相談窓口で誰に相談をすることになりますか？	市より委託を受けた社会保険労務士が相談を受けます。
6	相談窓口にて雇用調整助成金の申請手続きをその場で支援してもらえますか？	可能な限りその場での申請支援を行います。
7	相談時間は1時間とのことですが、時間内に相談が終わらなかった場合に、別の日程で再度予約をできますか？	1回の相談で終わらなかった場合には再度ご予約いただき相談いただけます。なお相談は1日5件に限られており少しでも多くの方からの相談を受け付けるため、1事業者1回の予約につき1コマの予約とし、相談終了後に再度ご予約ください。